

# 東海市固定資産管理システム開発委託業務

## 審査要領

### 1 審査方法

- (1) 審査は、東海市固定資産管理システム開発委託業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）により実施される。
- (2) 審査委員会は、事業者が提示した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を精査し、「審査評価基準表」で示す項目について評価を行う。
- (3) 各審査委員会委員に配分される点数は400点とする。

### 2 一次審査（書類審査）

- (1) 企画提案書等の書類に基づき審査を実施し、参加事業者が4者以上の場合は、得点上位3者を選考する。
- (2) 書類審査は、審査基準表における審査区分Aの評価項目についてのみ審査委員会にて評価し、その評価点の合計により審査する。
- (3) 審査区分Aの評価点合計が、配点合計の6割未満である場合は、二次審査参加者として選考しないものとする。
- (4) 書類審査の結果は、参加者全員に対し令和6年（2024年）9月4日（水）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

### 3 二次審査（プレゼンテーション）

- (1) 審査委員会委員5名の評価点を合計した結果、最も高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点者として選定する。
- (2) 最も高い評価点を獲得した事業者が複数ある場合は、審査区分Bの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、これも複数となる場合には、審査委員会委員の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- (3) 優先交渉権者と随意契約の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次点者と契約締結の交渉を行う。
- (4) 審査委員会委員の評価点合計が、配点合計の6割未満である場合は、優先交渉権者として選定しないものとする。